

○鯖江広域衛生施設組合が設置する一般
廃棄物処理施設に係る生活環境影響調
査結果の縦覧等の手続きに関する規則

(平成11年2月24日)
(規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江広域衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成11年鯖江広域衛生施設組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の告示)

第2条 条例第3条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の名称および所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (4) 施設の能力（施設が最終処分場の場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積および埋立容量）
- (5) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の申込み)

第3条 条例第3条第1項の規定による縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、管理者に対し、縦覧の申込みをしなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと
- (2) 報告書等を汚損し、破損し、または紛失しないこと
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと
- (4) 係員の指示がある場合には、その指示に従うこと

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止することができる。

(意見書の提出の告示)

第5条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の提出先
- (2) 意見書の提出期限
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(意見書の記載事項)

第6条 条例第6条第2項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 関係人の氏名および住所（関係人が法人にあつては当該法人の名称、代表者の氏名および登記された事務所または事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境保全上の見地からの意見

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。